

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)		作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 杉原 弘敏	
	政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。		分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等			
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					政策評価実施予定時期	平成28年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値)			
					26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施	25年度	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施	27年度	・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。 前年度に引き続き、研究会で検討を進める中で、実現の目的が立ったものから、法令改正を行う。	現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
	2	都道府県議選区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備	都道府県議選区設定の見直しに係る改正法成立を受けて条例改正等の措置が終了した団体：57% (47団体内中27団体) (平成26年4月1日現在)	25年度	都道府県議選区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体：100%	26年度	都道府県議選区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。	都道府県議会議員の選区設定の見直しに係る改正法(施行期日：平成27年3月1日)の円滑な運用のため、指標として設定。
	3	選挙制度に関する調査研究	選挙制度に関する調査研究の実施	25年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	立法府における制度改正の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施。	社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査検討を指標として設定。

<p>公明かつ適正な選挙執行を実現すること</p>	<p>4</p>	<p>常時啓発事業の実施等</p>	<p>常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。</p>	<p>25年度</p>	<p>・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を行う。</p>	<p>27年度</p>	<p>・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。</p>	<p>選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定。</p> <p>※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。</p>
<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること</p>	<p>5</p>	<p>憲法改正国民投票制度の周知啓発 〈アウトカム指標〉</p>	<p>憲法改正国民投票制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による）</p>	<p>25年度</p>	<p>憲法改正国民投票制度の認知度：90%</p>	<p>27年度</p>	<p>・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等と内容とする憲法改正国民投票法改正法案（施行期日：公布日）が平成26年4月に国会に提出されたことから、制度内容を有権者・選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>6</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）</p>	<p>政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】</p> <p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p> <p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】</p>	<p>25年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p> <p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】</p> <p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】</p>	<p>収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながるから、指標として設定。</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 ※4	平成26年行政事業 レビュー事業番号						
		24年度	25年度	26年度									
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	75百万円 (39百万円)	70百万円	57百万円	1~3.6	在外選挙人名簿登録事務に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館等に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、統計をまとめる。また、政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供することなどを行う。 【活動指標(アウトプット)】 在外選挙人名簿登録者数	0023						
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	27百万円 (11百万円)	75百万円	42百万円	4.5	選挙啓発研修会開催(①指定病院等における不在者投票立会人の登録促進、②選管等インターンシップの拡大促進、③地域ボランティアの交流等事業)、若者フォーラム開催(若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場として開催、参加型学習教材作成、制度改正周知。 【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)及び若者フォーラム開催数:研修会各16回、若者フォーラム1回 【成果指標(アウトカム)】 研修会、若者フォーラムへの参加者数:前年度比(研修会1,504人、フォーラム130人)増 (平成26年12月1日追記)	0024						
(3)	鹿児島県第2区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費 (平成26年度)	—	—	229百万円	—	鹿児島県第2区選出の衆議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法の規定により補欠選挙を執行。執行委託費を鹿児島県及び県内関係市町村に交付し、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、選挙運動用無料葉書等の使用実績に応じた請求額を交付するもの。	新26-0007						
政策の予算額・執行額		70,658百万円 (59,453百万円)	52,102百万円	99百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	—	—	—	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
—	—	—											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。